

連合自治会・町内会長 各位
自治会・町内会長 各位

青葉区区政推進課長

説明会でいただいた「特別市」の主な質問についての考え方について（ご報告）

日頃から、青葉区政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年9月23日（土）に開催した「大都市制度「特別市」に係る地域説明会」では、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

このたび、全区での説明会が終了し、政策経営局（元政策局）において、市民の皆さまからお寄せいただいた「特別市」に関する主な質問についての考え方をまとめましたので、情報提供いたします。

添付資料

- ・説明会でいただいた「特別市」の主な質問についての考え方

【問合せ先】

青葉区区政推進課 谷藤・丹沢
電話：978-2216

（特別市に関すること）

政策経営局制度企画課 山口・鈴木
電話：671-2952

説明会でいただいた「特別市」の主な質問についての考え方

横浜市が早期法制化を目指す「特別市」の制度骨子等については、横浜市会との議論を経て策定した「横浜特別市大綱」にまとめています。市民の皆様からお寄せいただいた「特別市」に対する考え方は以下のとおりです。

質問	横浜市の考え方
特別市になる必要があるのか。	<p>人口減少と少子高齢化の影響が今後顕著となることが見込まれる中で、国全体として、行政の無駄をなくし、より良い行政サービスを提供していくことが必要です。</p> <p>その上で、横浜市などの大都市については、市と県の二重行政による非効率な行政サービスの提供などの課題があり、指定都市制度の見直しは喫緊の課題であると考えています。</p> <p>総理大臣の諮問機関である地方制度調査会では、「特別市は全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、『二重行政』が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する」と指摘されています。</p>
二重行政の解消方法は、特別市への移行しかないのか。	<p>指定都市制度が抱える二重行政を解消する方法として、特別市制度のほかに特別区設置制度（いわゆる都構想）があります。この制度は、指定都市を廃止して特別区に再編し、道府県に広域事務・権限等を一元化するものです。</p> <p>なお、特別区設置制度に移行し、横浜市を廃止することは、横浜市の強みである大都市の一体性や18区の個性を失わせることになるため、「特別区」ではなく、「特別市」の実現を目指すこととしています。</p>
特別市に移行すると「横浜県」になるのか。	<p>特別市は、都道府県の区域に含まれない、今の日本にはない地方自治の制度です。「横浜県」ではなく、「横浜市」として、現在、市域内で県が所管している事務も担っていくのが特別市です。</p>
特別市になると区はどうなるのか。	<p>特別市になっても横浜市の18区が変わることはありません。</p> <p>現在、市域内で県が所管している事務も特別市が担うことになるため、区役所の役割や予算を拡大し、地域の活性化につなげていきます。</p>
特別市の区長は選挙で選ばれるのか。	<p>区長の選任は、市の意思決定機関として市民の代表で構成される議会の同意を得た上で、市長が選任する特別職とすることとしています。</p>

<p>特別市の区には、東京 23 区のように区議会が置かれるのか。</p>	<p>特別市における区は、現在と同様に市の内部組織であり、東京 23 区のように区議会を設置することはありません。</p>
<p>税金はどうなるのか。県民税の分だけ減税されるのか。</p>	<p>特別市になっても、基本的に市民の皆様が納めている地方税の総額は変わりません。現在、県に納めていただいている税金は、特別市に納めていただき、県に代わって市が行政サービスを行っていきます。</p>
<p>国による財政調整はどうなるのか。</p>	<p>特別市について、必要な財源が不足する場合は、国による財政調整として地方交付税が交付されます。 県についても同様に、必要な財源が不足する場合は、国による財政調整として地方交付税が交付されます。</p>
<p>市内の県立施設は、横浜市立の施設になるのか。</p>	<p>特別市移行に当たっては、利用者の皆様に影響がないよう、市内の県立施設の取扱いについて県と協議を行います。人口減少や少子高齢化などの社会経済状況にも適切に対応し、効率的・効果的に行政運営を行う観点も踏まえ、「特別市に移管する」「県と特別市の共同運営とする」「県が運営を継続し、特別市が必要な費用を負担する」など、幅広く総合的な検討を行っていくべきものと考えています。</p>
<p>特別市に移行することで、職員人件費や公共施設の維持費などで経費がかかるのではないのか。</p>	<p>特別市になると、事務量の増加に伴い職員数が増加しても、併せて財源も移譲されることとなります。 県機関・県有施設等の移設に伴う費用負担については、特別市が法制化され、移行に向けた取組の中で県市間で詳細に検討・協議するべき事項であると考えています。</p>
<p>特別市になることで横浜市役所（区役所）の負担が増えるのではないのか。区役所の仕事が自治会町内会に回ってくるのか。</p>	<p>特別市移行に当たっては、県と必要な協議を行い、事務量に見合った体制を整備していきます。 区役所職員の仕事を、自治会町内会に担っていただくことはありません。</p>
<p>特別市制度のデメリットはないのか。</p>	<p>特別市の移行に当たっては、役所間での調整は必要になりますが、市民の皆様の生活に影響するデメリットは、基本的にはないと考えています。 神奈川県は特別市制度の課題や懸念を示していますが、今後制度設計をしていく中で解消できるものであり、県の理解をいただけるよう、丁寧に協議していくことが必要であるとと考えています。</p>
<p>議員の理解は進んでいるのか。</p>	<p>横浜市会では、「特別市の早期実現を目指す決議」を採択するとともに、国や政党への要望活動を行うなど、特別市の実現を目指して取り組まれているところです。 県議会議員や国会議員の理解をいただくため、引き続き、特別市の法制化の必要性を丁寧に説明していきます。</p>

<p>法制化をどのように進めるのか。</p>	<p>法制化を実現するには、国や国会での手続が必要となります。議会や他の政令指定都市と連携して、国や政党に対する働きかけを強化することで議論の活発化を促していきます。</p> <p>また、市民の皆様にも、「特別市」の法制化の必要性を引き続き丁寧に説明していきます。</p>
<p>特別市の移行に当たっては住民投票が行われるのか。</p>	<p>横浜市が特別市に移行するかどうかは、市民の皆様の意向を踏まえて決める必要があります。住民投票の実施の有無など、どのような形で進めるかは、法制化の議論の中で決まっていますが、住民投票等で市民の皆様が選択できるようにしていくことが必要と考えています。</p>
<p>神奈川県は特別市についてどういう見解か。</p>	<p>令和4年3月に「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」が公表されました。特別市が実現した場合、県内全域における行政サービスが大幅に低下するなど、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、住民目線から見て特別市を法制化することは妥当でないとしています。</p> <p>横浜市は、県が示している課題・懸念はいずれも解決可能と考えていますが、県の理解をいただけるよう、丁寧に協議していくことが必要であると考えています。</p>
<p>県内の市町村に影響はないのか。</p>	<p>横浜市が特別市に移行することで、県は特別市以外の市町村の支援に注力できることになるので、県内の市町村にとってもプラスの影響がある仕組みであると考えています。</p>
<p>諸外国には特別市のような大都市制度はあるのか</p>	<p>諸外国の多くは、特別市のような大都市制度があります。例えば、アメリカのニューヨーク市、フランスのパリ市、ドイツのハンブルク市、カナダのトロント市などがあります。</p>
<p>他の政令指定都市も特別市を目指しているのか。</p>	<p>全国に20ある政令指定都市は、「現行の指定都市制度」「いわゆる都構想」「特別市制度」の中から、地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できることが必要であると考えています。そのため、法制化されていない特別市の選択肢をつくることを目指し、20市が連携して国へ働きかけるなど一丸となって取り組んでいます。</p> <p>特別市に移行するかどうかは、法制化後に各市が判断することになります。</p>
<p>いわゆる大阪都構想と特別市制度はどう違うのか。</p>	<p>いわゆる大阪都構想は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、指定都市である大阪市を廃止し、広域自治体である「大阪都」と、基礎自治体である複数の特別区に再編するものです。</p> <p>手法は特別市と違いますが、指定都市制度が抱える二重行政を解消するという目的は同じです。</p>

【参考 1】横浜特別市大綱

横浜市が目指す特別市の制度骨子等については、横浜市会との議論を経て策定した「横浜特別市大綱」にまとめています。詳細については、横浜市のウェブページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/daitoshi.html#91F70>



【参考 2】行政区と特別区の違い

	行政区	特別区
実例	横浜市の 18 区	東京都の 23 区
位置付け	政令指定都市の内部組織	特別地方公共団体 (独立した基礎自治体)
法人格	なし	あり
区長	身分：一般職 選任：市長が職員から任命	身分：特別職 選任：公選（区民が選挙で決める）
議会	なし	あり